〇議 事 日 程(第1号)

令和元年6月7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 平成30年度関ケ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 平成30年度関ケ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に ついて
- 日程第6 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第7 議案第52号 関ケ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第53号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議に ついて
- 日程第9 議案第54号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第55号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第56号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第57号 関ケ原町民プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第13 議案第58号 関ケ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第59号 国保関ケ原診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第15 議案第60号 令和元年度関ケ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい て
- 日程第16 議案第61号 令和元年度関ケ原町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第62号 令和元年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第63号 令和元年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 特別委員会の設置及び委員の選任について

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(8名)

1番 髙木博之君

2番 谷口輝男君

 3番
 子
 安
 健
 司
 君
 4番
 中
 川
 武
 子
 君

 5番
 田
 中
 由紀子
 君
 6番
 松
 井
 正
 樹
 君

 7番
 楠
 達
 男
 君
 8番
 吉
 田
 仁
 君

〇欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 西脇康世君 副 町 長 大 野 健 夫 君 監 理 官 兼 診療所事務局長 長 川敏之君 栄 博 教 育 中 藤 田 君 澤頭義幸君 企画政策課長 克 郎 総務課長 西 村 君 地域振興課長 高 木 久之郎 君 岩田英明君 住 民 課 長 三 宅 芳 浩 君 健康增進課長 徳 永 英俊君 水道環境課長 産業建設課長心得 福安 健 司 君 吉 森 明 博 君 教 育 課 長 兒 玉 勝 宏 君 西消防署長 奥地徹也君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 山 田 勝 書 記 中 尾 浩 一 書 記 小 寺 由 香

開会・開議の宣告

○議長(松井正樹君) ただいまから令和元年第3回関ケ原町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(松井正樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番 子安健司君、4番 中川 武子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(松井正樹君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間としたいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(松井正樹君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成31年2月分から平成31年4月分までの出納検査結果の報告がありました ので、印刷して配付してあります。

これについて御質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第4、報告第2号 平成30年度関ケ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) おはようございます。

それでは、報告第2号 平成30年度関ケ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説

明を申し上げます。

平成30年度一般会計補正予算に定めました繰越明許費のプレミアム付商品券事業、小・中学校の空調設備整備事業及び農業用施設災害復旧事業に係る歳出予算の経費を令和元年度へ繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明いたさせます。

- 〇議長(松井正樹君) 三宅住民課長。
- **〇住民課長(三宅芳浩君)** それでは、平成30年度関ケ原町一般会計繰越明許費繰越計算書、民生費、社会福祉費のプレミアム付商品券事業につきまして、御説明申し上げます。

この事業につきましては、消費税率引き上げに伴います低所得者、子育て世帯への消費影響の緩和と地域における消費の緩和を目的に実施する事業でございます。

昨年度の国庫補助分に対応するものとして、昨年度3月議会におきまして補正をさせていた だきましたが、その全額を繰越明許費と、その時点でさせていただいております。

平成30年度中の支出には至りませんでしたので、補正額全額の71万3,000円を令和元年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

財源につきましては、国庫支出金71万2,000円と端数調整額としての一般財源1,000円でございます。

- 〇議長(松井正樹君) 兒玉教育課長。
- **〇教育課長(兒玉勝宏君)** 失礼いたします。

続きまして、教育費のほうでございます。

項が小学校費、小学校空調設備整備事業、いわゆるエアコンの整備につきましてでございます。

金額が1億5,924万6,000円、前年度の執行済額はございませんので、全額を今年度へ繰り越しております。

財源の内訳につきましては、国庫支出金が1,750万6,000円、地方債が1億4,040万円、一般 財源が134万円となっております。

続きまして、中学校費のほうでございます。

金額につきましては1,187万円。財源につきましては、国庫支出金が197万4,000円、地方債が970万円、一般財源が19万6,000円となっております。

なお、工期につきましては今月末ということで、現在、工事を引き続きしておるところでご ざいますが、順調にいっておりまして、今月末、予定どおり完成するという予定でございます。 よろしくお願いいたします。

〇議長(松井正樹君) 福安産業建設課長。

〇産業建設課長心得(福安健司君) 失礼いたします。

続きまして、農業用施設災害復旧事業について御説明を申し上げます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業につきましては、昨年の 台風24号で被災した今須地内の那加頃頭首工の災害復旧でございますが、1,502万2,000円を翌 年度へ繰り越しいたしましので、御報告をさせていただきます。

財源の内訳につきましては、国庫補助金が1,496万4,000円、その他としまして6,100円、一 般財源が5万1,900円でございます。

なお、工事につきましては、今月6月末には完了の予定でございますので、よろしくお願い いたします。

〇議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

なしということです。

これで質疑を終わります。

これで報告第2号の報告を終わります。

日程第5 報告第3号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第5、報告第3号 平成30年度関ケ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 報告第3号 平成30年度関ケ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算に定めました繰越明許費の施設管理事業及び建設事業に係る歳出予算の経費を令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(松井正樹君) 吉森水道環境課長。
- 〇水道環境課長(吉森明博君) 失礼します。

それでは、報告第3号 平成30年度関ケ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

本年3月議会において設定させていただきました公共下水道費、公共下水道施設管理事業、 公共下水道建設事業を合わせまして、8,020万円を令和元年度へ繰り越しいたしましたので、 御報告させていただきます。

内訳としましては、4件の工事分でございます。

上段の公共下水道施設管理事業としまして430万円は、東町マンホールポンプの修繕工事でありますが、年度内の完了が困難なため繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、下段の公共下水道建設事業の7,590万円でございますが、工事3件分となってございます。

内訳としまして、1件目でございますが、浄化センター耐震工事の2,020万円です。こちらは、日本下水道事業団との建設工事委託協定に基づくものとなってございます。これまで一般競争入札などを行っておりますが、利益率や技術者の不足などの理由から契約に至らず、不測の期間を要したことにより、年度内完成が困難となったことにより繰り越しさせていただいたものでございます。

2件目の玉農集統合に伴う管渠接続工事の2,570万円と、3件目でございますが、玉農集統合に伴うマンホールポンプ設置に係るものとして3,000万円でございます。この2件の工事につきましては、昨年7月の西日本を襲った豪雨災害の影響により、マンホールポンプの納品がおくれたということで、その原因により年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越しさせていただいたものでございます。

なお、この2件の工事につきましては、既に工事のほうは完了してございます。

財源の内訳としまして、国庫支出金が2,783万5,000円、地方債として4,200万円、一般財源 として1,036万5,000円としております。以上でございます。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第3号の報告を終わります。

日程第6 報告第4号について(提案説明・質疑)

〇議長(松井正樹君) 日程第6、報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告 についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、 御説明を申し上げます。

去る平成31年4月24日、関ケ原町今須地内におきまして、町道を走行中の車両が舗装の剥離による穴にはまり、当該車両の前輪右タイヤが破損する事案が発生しました。

その後、示談が成立し、額が決定いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年5月30日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

2番 谷口輝男君。

〇2番(谷口輝男君) 失礼します。

損害賠償の件につきまして、12月の議会にも1件ありました。また、今回も出てきました。 こういう関係の損害賠償に関しましては、あってはならないというよりか、余りいいことでは ないと思います。

点検というか、道路に対する点検とか見守りとか、そういう部分に関してどのようにやって みえるのかということと、それから記憶が薄いんですけど、例えば郵便局の配達員に、いわゆ る配達してみえるんで、その状況とかを報告していただくとか、そういうような話とかもあっ たような気がするんですけれども、そこら辺の今の現状を聞きたいのと。また、今回これ、専 決処分が出ております。普通、専決処分が出てくると、支払い関係でセットで補正が出てくる と私は思っておりましたんですけれども、今回出ておりませんので、その理由をお願いします。

- **〇議長(松井正樹君)** 福安産業建設課長。
- 〇産業建設課長心得(福安健司君) 失礼いたします。

谷口議員の先ほどのまず第1点の、通常、管理のほうはどのように行っているかということなんですけれども、なかなか十分にというところまではいきませんけれども、職員の中で、定期的に道路パトロールは行っている状況ではございますが、なかなか町道全線を完全に点検できるというような状況になっていないことは、今後、もう少し頻回にパトロールのほうを行って、このようなことがないように対処していきたいと考えております。

ちなみに、本件につきましては、3月25日の段階で地域住民よりそういった連絡がございまして、同日に指示のほうを出させていただいたところではございますが、3月25日の段階で維持の業者さんのほうもなかなか工事のほうもたくさん抱えておりまして、なおかつ指示の件数も多かったことから、なかなかここの今回の該当箇所の補修がおくれまして、今後はこういった危険箇所につきましては、全て指示を出して一律にお願いするということではなくて、優先順位をつけて、危険な箇所についてはもう即刻お願いしたいという形で今後進めてまいりたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

[発言する者あり]

〇議長(松井正樹君) 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得(福安健司君) 申しわけございません。

郵便局とのそういった連携につきましては、現在行っておりませんので、今後そういうこと が御協力いただけるというお話であれば、またお願いのほうをさせていただきたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(松井正樹君) 澤頭総務課長。
- 〇総務課長(澤頭義幸君) 失礼いたします。

予算の関係のお話でございます。

昨年までは、こういう事案が発生した場合に、専決処分の額の決定と、またそれにあわせて、 各関係項目で損害賠償額の補正予算の専決というようなことを、その都度その都度やらせてい ただいていたものでございます。

専決予算のほうがかなり多いというような、昨年12月だったと思いますが、議会のほうでも 御指摘をいただいておりましたので、今年度予算につきましては、総務費のほうで自動車事故 賠償金と従来はなっておりましたが、今年度からは付記のほうで自動車事故賠償金等というよ うなことで、総合的に対応したいというようなことで予算をお認めいただいておりますので、 そちらのほうで対応していきたいというふうに考えてございます。

[挙手する者あり]

- 〇議長(松井正樹君) 2番 谷口輝男君。
- ○2番(谷口輝男君) 点検のほうはわかります。僕らもやってもらって、なかなか行き届かないこともあると思うんですけど、いろいろ点検をしているとかいうことで、穴埋めをたびたびにやってみえると思うんですけど、それを丁寧にやっていただきたいと思いますし、郵便局の協定につきましては、多分組んであったと思うんです、僕の記憶によると。ただ、それが今どういうふうになっているのかというのを確認していただきたいと思います。

それから、今の補正の関係なんですけれども、総務費で組んであるのは、町有自動車の自動車事故のことと僕は理解しておりました。なので、今回のこういう場合ですと、やはり原因者関係の予算科目ということで組むべきだと私は思います。この予算の見方、つくり方にも書いてございました。ただ、今どう言ってもあきませんので、今後、やっぱり精査していただいて、検討していただいて、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

〔挙手する者あり〕

- ○議長(松井正樹君) それでは、次、5番 田中由紀子君。
- ○5番(田中由紀子君) 今の説明によりますと、3月25日に発見をして要請したと、発注をしたということですが、この事故が起きたのは1カ月後というところでは、こういう補修についての非常に軽い認識があったんじゃないかなというふうに感じました。

毎年、年間を通して業者、1社お願いをされていると思うんですけれども、そういうところ

の認識を十分伝えるべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(松井正樹君) 福安産業建設課長。
- 〇産業建設課長心得(福安健司君) 失礼いたします。

今の田中議員のおっしゃること、ごもっともだと思っております。

ただ、なかなか今の町道の現状を鑑みますと、至るところでこういった補修の箇所がふえてきているというような中でなかなか、例えばきょう指示して、きょう対応してくれというようなことが現実難しいのが実情でございます。ただし、先ほどおっしゃったとおり、発見してから補修までの期間に時間がかなりかかったということにつきましては、我々がその危険度の優先順位をつけずに一律に指示を行って、終わったら報告してくれという形をとっていたということもございますので、今後はそういった箇所につきましては優先順位をつけて、速やかに対処していただくというような形で、指示のほうを出させていただきたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これで質疑を終わります。

これで報告第4号の報告を終わります。

日程第7 議案第52号について (議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(松井正樹君) 日程第7、議案第52号 関ケ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記(中尾浩一君) 議案第52号 関ケ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の監査委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。令和元年6月7日提出、 関ケ原町長 西脇康世。

住所、関ケ原町大字野上1357番地、氏名、早野康治、生年月日、昭和27年7月20日。

- ○議長(松井正樹君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
 西脇町長。
- ○町長(西脇康世君) 議案第52号について御説明を申し上げます。

本町の識見を有する者の中から選任する監査委員である水野清孝氏の任期が本年6月30日で満了となりますので、新たに早野康治氏を識見を有する者の中から選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

早野氏につきましては、関ケ原町野上に居住されており、66歳の方でございます。

略歴といたしましては、昭和51年に労働省の現在の厚生労働省に入省され、各労働基準局勤務を経て、平成22年4月からは岐阜労働基準局監督署長を歴任され、平成25年に退職をされて

おられます。

本年4月からは、野上の自治会長もしていただいておるところでございます。

長年の公的機関での職務経験があり、事業の経営管理など行政運営に精通されておりますので、同氏を選任するものでございます。

何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〇議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第53号について(提案説明・質疑)

〇議長(松井正樹君) 日程第8、議案第53号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約 の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第53号について御説明申し上げます。

垂井町と共同で設置しております本審査会におきまして、垂井町役場の庁舎移転に伴い、規 約における執務場所の住所地を変更するため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、 協議をするものでございます。

また、施行日につきましては、垂井町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行 日としてございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(松井正樹君) これより議案第53号についての質疑を行います。

[「なし」の声あり]

日程第9 議案第54号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第9、議案第54号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第54号について御説明申し上げます。

議案第53号と同様に、垂井町と共同で設置しております本審査会におきまして、垂井町役場の庁舎移転に伴い、規約における執務場所の住所地を変更するものでございます。

また、施行日につきましても、議案第53号と同様に、垂井町役場の位置を定める条例の一部 を改正する条例の施行日とさせていただきますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申 し上げます。

なお、詳細説明につきましては、これも省略をさせていただきます。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第55号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第10、議案第55号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第55号について御説明申し上げます。

本年3月に大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が可決され、生活環境部の所管事項において、建設環境委員会から総務環境委員会に改正されたことに伴い、議会の組織及び議員の選任方法において、地方自治法第286条第1項の規定により、所要の変更を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第56号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第11、議案第56号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する 協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第56号について御説明申し上げます。

これも、議案第55号と同様に、大垣市議会委員会条例の一部改正により、生活環境部の所管 事項において、建設環境委員会から総務環境委員会に改正されたことに伴い、議会の組織及び 議員の選任方法において、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第57号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第12、議案第57号 関ケ原町民プール設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第57号について御説明申し上げます。

町民プールの使用料について、外税方式に見直しを行いたく、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、教育課長から説明をいたさせます。

- **〇議長(松井正樹君**) 兒玉教育課長。
- ○教育課長(兒玉勝宏君) 失礼いたします。

ただいま上程されました議案第57号 関ケ原町民プール設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書のほうは17ページと資料の5ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

最初に、資料の5ページのほうをよろしくお願いいたします。

第6条のほうでございますが、改正前につきましては、消費税込みの使用料、いわゆる内税 でございましたが、左側の改正後につきましては外税方式に改正をいたす所要の改正でござい ます。

下のほうの別表のほうをよろしくお願いいたします。

一番下のその他の者、いわゆる高校生以上の方の使用料についてでございますが、右側の改正前につきましては消費税込みで210円だったものを、左側の改正後につきましては消費税、税別200円、すなわち消費税込みの場合には220円に改正をさせていただく内容となっております。

また、同じ欄のつき添いのために入場する者についての方でございますが、右側は消費税込み100円でございましたが、左側の改正後につきましては、税込みでは110円になるというふうになります。

なお、上のほうの一番利用が多いということになりますが、小学校の児童及び中学校の生徒につきましてですが、改正後は外税方式で計算いたしますと55円となり、上のほうの第6条にございますように、10円未満の端数があるときは切り捨てということにしておりますので、こちらにつきましては、改正前と同じ50円のままとなります。よろしくお願いいたします。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和元年10月1日とする内容となっております。 以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

- **○5番(田中由紀子君)** まず、平成30年度の使用料の実績と、消費税はどれだけかというのは わかりますでしょうか。
- 〇議長(松井正樹君) 後ほど。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

- ○5番(田中由紀子君) なぜそういうことを聞くかと申しますと、結局、消費税分を利用者が 負担するということになると思うんですけれども、私が想像するには、そんなに町の財政に影響を及ぼすような金額ではないというふうに思いますので、私はぜひ、子供から税金を、消費 税を転嫁するようなことは控えていただきたいと思いますが、これは町長にお考えを聞きたい と思います。
- 〇議長(松井正樹君) 西脇町長。
- ○町長(西脇康世君) 消費税のほうが10月1日から一応上がるという、今のところの予定ということで、今回の提案をさせていただいたところでございます。

今、御提案ありましたように、消費税をかけても額が知れておるというようなお話でございますが、関ケ原町におきましても、このプールだけじゃなしに、ほかのいろんなところで消費税を賦課しなければいけない部分がございます。

これ一つをやれば、ほかのやつもということになってきますので、そうするとちりも積もればということになろうかというふうに思いますので、これにつきましては粛々と施行させていただきたいと思っております。

○議長(松井正樹君) これで質疑を終わります。

日程第13 議案第58号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第13、議案第58号 関ケ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第58号について御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布及び施行を受け、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(松井正樹君) 三宅住民課長。
- 〇住民課長(三宅芳浩君) 失礼いたします。

議案第58号 関ケ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、今ありましたように基準省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたので、当該基準は従う基準、参酌すべき基準として、この基準に基づきまして本条例を定めておりますので、今回、同様に改正を行うものでございます。

内容について御説明いたしますので、議案資料の6ページ以下をごらんください。

まず、6ページでございます。

第7条第2項でございますが、今回の改正で同条に追加する第4項の規定の表現と同様の規定とするものでございます。

次に、同条第4項及び第5項につきましては、今回の改正で同条に追加するものでございまして、第4項では、同条第1項第3号に規定する家庭的保育終了後の教育または保育に係る連携施設の確保が著しく困難である場合に、次の追加する第5項ですが、5項の内容を条件に同条第1項第3号の規定を適用しないこととすることができると規定するものでございます。

次の第5項では、児童福祉法第59条第1項に規定いたします都道府県が、その運営内容を確認している認可外施設のうち、第1号に規定します事業所内保育事業を行うものとして、国からの助成等を受ける施設、または第2号に規定します事業所内保育事業所及び保育所を行うも

のであって、家庭的保育を必要とする乳幼児の保育を行うことに地方公共団体の補助を受けている施設であって、町長が適当と認めるものを確保しなければならないと規定するものでございます。

次に、7ページの17条でございます。

17条第2項第4号の利用乳幼児への変更につきましては、ここでの使用意味にあわせまして、 適正な表現としたものでございます。

次の「附則第2条第2項において同じ」の削除につきましては、今回の改正で附則第2条第 2項は、経過措置の対象を緩和することになっておりますので、この第4号での規定が不要と なるため削除するものでございます。

次の第38条第2号で、「(平成24年法律第65号)」の表示をなくすことにつきましては、今回の改正により、この条より前に追加します第7条第5項第1号において表示をしておりますので、改正をするものでございます。

次の第46条への第2項の追加につきましては、連携施設に関する特例の追加として、満3歳以上の幼児の保育を行う保育所型事業所内保育事業を行う者であって、町長が適当と認めるものについては、連携施設の確保をしないことができることを規定するものでございます。

次に、8ページでございます。

附則第2条第2項の「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」の削除につきましては、経過措置の対象に家庭的保育者の自宅以外での実施を加えますので、家庭的保育事業全般を対象とすることとなるため、削除するものでございます。

次の附則第3条の「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加えることにつきましては、第46条の連携施設に関する特例に第2項として、特例保育所型事業所内保育事業については、連携施設を必ずしも確保しなくてもよいとの特例規定が追加されましたので、この附則第3条の経過措置の対象から除くとするものでございます。

また、「5年」を「10年」に改正することにつきましては、連携施設に関する経過措置を10年に延長するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第59号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第14、議案第59号 国保関ケ原診療所使用料及び手数料徴収条例の 一部を改正する条例についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第59号について御説明申し上げます。

個室使用料におきまして、病院から診療所へ移行の際、税込み料金として記載が誤っていた ため、字句の訂正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第60号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第15、議案第60号 令和元年度関ケ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) まず、議案第60号の御説明の前に、改元に伴います各予算書全体についての取り扱いについて御説明をさせていただきます。

本年5月1日の元号を改める政令の施行に伴い、国の取り扱いにあわせ、施行日以降は平成31年度関ケ原町の各会計予算の名称を令和元年度関ケ原町の各会計予算とし、予算書における年度表記につきましても、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、予算書中の平成32年度以降につきましても、同様の取り扱いとしておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

では、議案第60号 令和元年度関ケ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について御説明を申し上げます。

施設管理費の増額のため、令和元年度関ケ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億3,081万4,000円から2億3,279万3,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前10時00分

○議長(松井正樹君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず初めに、先ほどの質問に対して、兒玉教育課長。

○教育課長(兒玉勝宏君) 先ほどは失礼いたしました。

昨年度の関ケ原町民プールの使用料の額でございます。

昨年度につきましては、22万5,020円となっております。よろしくお願いいたします。

日程第16 議案第61号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第16、議案第61号 令和元年度関ケ原町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第61号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、県の補助を活用した観光拠点整備事業実施助成金400万円、また、建築物耐震診断事業費補助金570万3,000円、斎苑施設の残灰集じん機入れかえによる修繕工事費777万6,000円、ふれあいセンター空調改修工事費7,700万円など、総額1億2,649万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億2,649万5,000円とする、令和元年度関ケ原町一般会計補正予算(第1号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、給料、職員手 当、共済費などの人件費は、人事異動に伴う関係分でございますので、省略をさせていただき ますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(松井正樹君) これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、 順次説明願います。
- **〇企画政策課長(西村克郎君)** 議案第61号 令和元年度関ケ原町一般会計補正予算(第1号) につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、歳出の31ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、企画費でございます。

現在、今須小中学校及び今須保育園の利活用、また将来の今須地域の振興策について、町民 と行政との協働で調査・研究・検討をしていただく今須地域の振興に関する懇談会の設置を進 めており、懇談会に要する経費の補正をお願いするものでございます。

報償費20万円は委員への報償、需用費としまして消耗品費3万円、食糧費1万5,000円。 32ページをお願いいたします。

役務費としまして、通信運搬費の1万8,000円、使用料及び賃借料としまして、有料道路通行料3万円の合計29万3,000円をお願いするものでございます。

○総務課長(澤頭義幸君) 続きまして、生活安全対策費でございます。

こちらの防災メールシステム保守委託料でございますが、現在、本年の7月からの運用に向けまして、導入メーカーと打ち合わせを重ねている中におきまして、毎月の保守を設定することにより、安心・安全に機能を保持することが確保でき、また御利用される住民の方向けにコールセンターによるサポートや、また運営上のサポートに加え、気象庁が発表する警報等の情報が自動配信されるなどのメリットがございますので、7月からの9カ月分でございますが、34万5,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、自治振興費でございます。

こちらの負担金補助及び交付金でございます。

こちらは、近年、各自治会が管理されております街路灯におきまして、防犯対策も含め、LED化への整備が増加をしているところでございます。本年も4月に入りまして申請が出てきております。それの不足分と合わせ、今後の見込み分70万円を補正させていただくものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○住民課長(三宅芳浩君) 同じく、32ページ及び33ページ、民生費でございます。

まず、32ページからの社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業についてでございます。

今年度当初予算におきましては、事業の一括での外部委託を想定して事務経費の計上を行っておりましたが、商工会やその他の事業所、業者との購入等を進めておりましたが、結果として一括での委託ということは難しいということになり、今回、購入引きかえ券の対象者への送付までを自町で実施することといたしまして、歳出予算の組み替えを行わせていただき、合わせまして、不足します分としまして56万円の増額を行わせていただくものでございます。

まず、職員手当でございます。

自町で実施することによりまして、事務処理業務の増加によります時間外勤務手当の不足分 61万1,000円でございます。

続きまして、33ページでございます。

需用費でございますが、偽造防止用用紙や販売確認用スタンプ等の購入による消耗品費等の不足額15万1,000円と、申請書類や引きかえ券、封筒、商品券、ポスター、チラシ等を印刷するための不足額150万1,000円の合計165万2,000円の増額でございます。

続きまして、役務費につきましては、対象者への申請書の送付及び返信分、引きかえ券の送付分、加盟店に関する各郵送料等の通信運搬費の不足分70万1,000円の増額。

次の委託料につきましては、システムの開発料と対象者の抽出、各印刷物等のための電算処理委託料等の合計122万7,000円とさせていただくため、既に計上済みの委託料額において、過剰計上となります240万3,000円を減額させていただくものでございます。

同じく、社会福祉総務費でございます。

委託料の障害者自立支援給付システム改修委託料につきましては、10月からの就学前障害児 発達支援の無償化への対応のためシステムの改修が必要となりますので、そのための改修委託 料16万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、福祉医療でございますが、今年度より高校生までの医療費助成を実施いたしておりますが、今年度、改元が予定されておりましたため、高校生世代の受給者証の発行が二度手間とならないようにするため、当分の間は償還払いでの対応としておりましたので、その受給者証の発行を延期しておりました。

今後、8月の受給者証発行のため、システムの改修費等の委託料43万7,000円及び、それに伴います用紙代等の消耗品4万1,000円の47万8,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の国民年金事務でございますが、日本年金機構への所得情報提供データの見直しのためのシステム改修委託料3万9,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、児童福祉費でございます。

児童福祉総務費の委託料でございますが、子ども・子育て支援システムの今年度10月からの 幼児教育・保育の無償化への対応のため、システム改修委託料168万8,000円を増額補正させて いただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○健康増進課長(徳永英俊君) 34ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、予防費、役務費の手数料についてですが、4月になりまして、緊急風 疹抗体検査等事業について、具体的な実施方法が示され、岐阜県国民健康保険団体連合会を介 して行うことになりましたので、岐阜県国民健康保険団体連合会に対して支払う事務手数料と して5万5,000円を追加補正させていただきます。

また、今回の風疹対策を県補助金として計上しておりましたが、補助率2分の1の国庫補助 事業となりましたので、予防費と健康増進事業費にて財源内訳の組み替えをさせていただきま す。以上です。

〇水道環境課長(吉森明博君) 同じく、34ページの衛生費、保健衛生費、斎苑管理費、工事請負費の斎苑設備修繕工事の777万6,000円につきましては、関ケ原町斎苑の集じん機の入れかえ工事費でございます。

火葬中に排出されるダスト除去を行うための集じん機におきまして、昨年度実施した排気ファン入れかえ工事の際、集じん機の中を確認したところ、劣化がかなり進み、耐熱材が露出している箇所が多く判明したため、早期に修繕を実施いたしたくお願いするものでございます。

同じく、斎苑管理費、負担金補助及び交付金の地域共同墓地災害復旧事業補助金21万6,000 円につきましては、昨年8月、9月の台風20号、21号の影響により、東町区の共同墓地であり ますあずまや2カ所の屋根破損によりまして申請がございましたので、新規に補正させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○産業建設課長心得(福安健司君) 35ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の償還金利子及び割引料14万6,000円につきましては、 多面的機能支払交付金に係る返還金でございます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、昨年度、町内で10の組織が本事業に取り組んでおられましたが、昨年度末で実施期間終了年度を迎えました1組織におきまして、交付金の返還対象となる残額が生じたため、国県へ返還するものでございます。

〇地域振興課長(高木久之郎君) 商工費、目、観光費です。

委託料、歴史観光イベント事業委託料150万円です。

平成30年度に作成いたしました関ケ原合戦ゆかりの地をめぐるサイクリングコースを活用したサイクリングイベントを9月から10月にかけて開催するものでございます。

なお、関ケ原古戦場広域観光整備事業費補助金10分の10を活用させていただくものでございます。

観光拠点整備事業実施助成金400万円です。

平成30年度中に平成31年度事業として、文化庁所管の文化遺産総合活用推進事業の文化芸術 振興費補助金、情報発信事業、補助率10分の10を要望しました。

この補助金は、補助率10分の10で、県・町を介さず、直接、事業主体に文化庁から文化遺産を保存・活用する団体に補助を受けるもので、観光協会が事務局を務めるおもてなし連合を事業主体として2,353万5,000円を要望いたしました。

4月に入り、内示の時点で、情報発信事業については10分の6の観光強化拠点整備事業補助金として振りかえ、採択をされました。文化庁に問い合わせたところ、問い合わせが多数あり、また異例のことなので、事業申請をせずとも、ペナルティーは科さないということでしたが、内部で検討いたしまして、事業を1,000万円に縮小し、町から残り4割分を助成し、この補助金を活用することといたしました。

今回の事業は、主として観光のウエブにかわるホームページを作成いたしたいというふうに 考えております。

内容といたしましては、魅力を国内外に発信するために多言語、英語、フランス語、簡体語、 繁体語、韓国語を想定しています。

また、新しい情報を迅速に発信するため、現地の職員が更新、編集できるとともに、サイト 閲覧者がホーム等から個人情報を入力する際は、暗号化された通信が行えるなど、セキュリティー対策も十分に行ってまいります。また、スマートフォンにも対応したホームページにして いきたいというふうに思っております。

なお、町助成分の400万円のうち3分の2分については、県の補助金を活用する予定でございます。以上です。

○産業建設課長心得(福安健司君) 36ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の委託料269万6,000円につきましては、橋梁塗膜調査 業務委託料でございます。

本業務委託につきましては、町が保有・管理する橋梁の塗膜のPCBの含有量を調査するものでございます。

現在、岐阜県内の高濃度PCB含有塗膜は、令和3年3月末までに処理委託をしなければならないとされているところでございますが、国土交通省が実施した調査の結果、PCBを含有した塗料が橋梁にも使用されていることが明らかとなったため、31年1月から2月において、対象橋梁の把握に向け調査方法等が環境省から示されたところでございます。

この調査方法に従いまして、町内の橋梁を調査した結果、9橋が調査対象となりましたので、補正させていただくものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金888万3,000円につきましては、緊急輸送道路であります国道21号沿いの沿道建築物3件の耐震診断に対する助成570万3,000円及び、この耐震診断の結果に基づきまして、該当建築物の改修に対する助成318万円でございます。

補助率につきましては、耐震診断が事業費684万2,000円のうち、6分の1の113万9,000円につきましては、時限的な措置で、国から直接対象者に支払われることとなっておりますので、補正予算といたしましては、これを除いた6分の5の570万3,000円の費用に対して国が3分の1、県と町がそれぞれ4分の1でございます。

また、耐震改修につきましては、事業費477万1,000円の3分の2、318万円が対象となり、 これに国が3分の1の159万円、県と町が6分の1の79万円でございます。

続きまして、繰出金の197万9,000円につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金で ございます。以上です。

〇教育課長(兒玉勝宏君) 失礼します。

続きまして、教育費のほうをよろしくお願いいたします。

教育総務費、事務局費の備品購入費の32万6,000円につきましては、学校薬剤師の年度末の報告の折、現在、整備いたしております小学校及び中学校のエアコン整備が完了することに伴いまして、学校衛生環境基準に基づき、定期的に浮遊する粉じん、気流などを計測する必要があることが判明いたしましたので、その機器を購入するものでございます。

次に、小学校費、学校管理費、需用費の修繕料32万4,000円につきましては、ことし4月の 今須小中学校の消防設備の立入検査の折、消火栓ポンプ室の呼水槽の給水設備の故障が見つか り、改善指導を受けておりますので、その修繕を行うものでございます。

38ページをごらんください。

中学校費、学校管理費、需用費の修繕料28万3,000円につきましては、今須小中学校の消防 設備の立入検査の折、ことし4月でございますが……、済みません、間違えました。読み間違 いがございました。

戻っていただきまして、大変失礼いたしました。32万4,000円ですね、最後の。自動通報装置の修繕のバッテリーの寿命が来ていることが判明したため、交換を行うものでございます。

38ページに戻っていただきまして、28万3,000円につきましては、ことし4月の今須小中学校の消防設備の立入検査の折、消防の消火栓ポンプ室の呼水槽の給水設備の故障があり、改善指導を受けましたので、修繕を行うものでございます。

社会教育費、公民館費の賃金69万4,000円につきましては、公民館と旧働く婦人の家の用務員につきまして、かねてより、現在2人の雇用でございまして、たびたび1人勤務の日がございます。そのため、利用者にも御迷惑をおかけしておったところでございますが、ことし2月の新規臨時職員採用の面接時におきまして、追加で1人の方を採用することができましたので、今年度より3人の用務員を確保し、最低でも2人の勤務体制をとるということが可能になりましたので、その不足分を追加させていただくものでございます。

その下の公民館費の工事請負費の321万2,000円につきましてでございますが、中央公民館の非常用自家発電設備につきまして、ことしの3月の電気保安協会の点検報告の折、設置が義務づけられております火災発生時におきます屋内消火栓などを用いるための緊急自家発電設備の動作不良が指摘されております。メーカーも呼びまして見ていただいたところ、老朽化が著しく、部品も随分前に製造中止となっているような状況でございますので、やむなく新品に更新するものでございます。よろしくお願いいたします。

不破関資料館費の需用費10万円につきましてですが、水道の漏水が見つかり、修理を行って おりますが、水道料の不足が発生するため補正するものでございます。

ふれあいセンター管理費の工事請負費7,700万円につきましてでございます。

老朽化しております空調機器につきまして、当初予算編成時におきまして、現在の灯油方式か、さらに機械が安い電気方式に変更するかというようなことがございました。それにつきましては、設計の中で比較検討するというような心づもりでおりましたが、やはり設置の期間につきまして、エアコンの使わない期間に更新をすることが望ましいということでございまして、現在のところでは、灯油方式で更新をするというほうで検討をいたしております。そのための費用7,700万円、最大額でございますが、それを今回補正させていただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

一番下でございます。

保健体育費、町民体育館費でございます。

町民体育館におきまして漏水が見つかりまして、不足する水道料3万円と修繕工事費107万 2,000円でございます。

なお、町民体育館におきましては、昨年度も漏水が見つかり、補正予算にて緊急の修繕を行ったということがございますが、その際におきまして、老朽化した鋳鉄管が使用されていることが判明しておりまして、修繕が困難であるということがわかっております。そのため、今回は、新たに硬質塩ビ管により布設がえをさせていただくというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇企画政策課長(西村克郎君) 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金16万2,000円につきましては、障害者自立支援給付システムの改修に対する10分の10の補助でございます。

プレミアム付商品券事務費補助金56万円につきましては、事業に必要な事務費に対する10分の10の補助でございます。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金の感染症予防事業費等補助金61万6,000円につきましては、当初予算におきまして、風疹抗体検査委託料67万4,000円の2分の1、33万7,000円を県補助金、またシステム改修委託料及びクーポン券郵送料を一般財源としておりましたが、いずれも当初予算編成後におきまして国庫補助2分の1に該当することになり、あわせて今回補正をさせていただく抗体検査事務手数料につきましても2分の1の補助対象となりましたので、財源の更正をさせていただくものでございます。

土木費国庫補助金、都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金386万9,000円につきましては、建築物耐震診断事業費684万2,000円及び建築物耐震改修事業費477万1,000円のそれぞれ3分の1の補助でございます。

委託金、民生費委託金、社会福祉費委託金の国民年金事務取扱委託金3万9,000円につきましては、年金生活者支援給付金制度に対応するための総合行政情報システムの改修に対する10分の10の補助でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金の168万8,000円につきましては、10月からの幼児教育・保育無償化の実施に対応するための総合行政情報システムの改修費に対する10分の10の補助でございます。

衛生費県補助金、保健衛生費補助金の風しん抗体検査事業補助金33万7,000円の減につきま

しては、先ほど国庫補助金の際に説明をさせていただきましたが、国庫補助の対象となったため、県補助金を減額するものでございます。

商工費県補助金、商工費補助金の関ケ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金150万円につきましては、歴史観光イベント事業委託に対する10分の10の補助でございます。関ケ原古戦場整備活用事業費補助金266万6,000円につきましては、観光拠点整備事業実施助成金400万円の3分の2の補助でございます。

土木費県補助金、都市計画費補助金の建築物等耐震化促進事業費補助金250万4,000円につきましては、先ほど国庫補助金にもございましたが、建築物耐震診断事業費684万2,000円の4分の1及び建築物耐震改修事業費477万1,000円の6分の1の補助でございます。

30ページをお願いいたします。

繰入金、基金繰入金、教育施設基金繰入金の7,000万円につきましては、ふれあいセンター 空調の改修工事7,700万円に充当するため、基金を取り崩し繰り入れるものでございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金4,303万4,000円を充当させていただきます。

諸収入、雑収入、雑入の多面的機能支払交付金返還金19万4,000円につきましては、山中多面的活動からの返還金でございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

〇3番(子安健司君) 失礼します。

今回の補正、大変大きな補正でありますけど、たくさんあったんですけど、まず、予算が確 定してから起きた事柄なのかということを教えていただきたいと思います。

それから、大半が改修とか修繕ということで、予算を組む前からもともとわかっておったことではないかなということで、なぜ今、補正として出てきたのかということを教えていただきたいのですが、本来なら、少しでも予算に上げておいて、その上で金額が確定してから補正するというのが正しいのではないかなということを思いました。

というのは、我々は、3月の予算委員会で38億円という予算の中で慎重に協議をして出した 数字かと思いますが、それをこの二、三カ月で1億円の補正ということは、そもそも予算の額 がおかしかったのではないかなと思わざるを得ません。

ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(松井正樹君) 西脇町長。

〇町長(西脇康世君) ただいまの御指摘、もっともだというふうに思うところでございます。

一番大きなものについての部分、7,000万円のふれあいセンターの空調部分の改修でございますが、これについては、当初予算におきまして設計費を見させていただき、その後、額、方法等は全然見込みが立っていないという状況ですので、当初予算のときにも、今後補正で対応させていただきたいということでお願いさせていただいたところでございます。

そういった意味で、これについては、当初から補正があるよということは理解をして進めさせていただいたところでございます。

また、そのほかの部分につきましても、当初予算の編成時、1月前半で締めて組んでおりますけれども、大体、予算編成作業につきましては12月中に職員のほうは終わっておりますが、これにつきましては、やはりそれまでに把握できておる部分については予算計上させていただきましたが、しかし、例えば火葬場の電気集じん機の改修であるとか、それから公民館の緊急の自家発の分ですね、こういったものについては、やはり指摘の報告が遅かったというふうに聞いておりますので、わかってから、また放置するんでなしに早急に直すべきだということで、今回の補正につなげさせていただいたところでございます。

そのほかの部分につきましても、御指摘のように、当初予算までに把握できていなかったのかという御指摘がある分については、本当に我々も真摯に対応等について研究しながら進めていかなければならないと思いますが、今回につきましては、金額等につきまして把握できていない分等があって、今回の補正につながったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

今後につきましては、そういったものにつきまして、あらかじめ当初予算でできるものにつきましては、できる限り当初予算でするように努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長(松井正樹君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 35ページをお願いいたします。

観光費の400万円ですが、これホームページということで新しくされるんですが、本当に金額を聞いてびっくりしたわけです。

確かに古い情報を新しくするということや、多言語化するというのは非常に大事なことかと 思いますが、結局は町外向けと言ったらおかしいですけど、全国、全世界に向けて発信すると いうことになろうかと思いますが、私、問題意識として、町内に情報がなかなか届かないとい う問題があるんです。私自身もそうなんですけど、なかなかみずから情報を仕入れるという姿 勢にはなっていないので、補正予算と直接関係があるかどうかわからないですが、ぜひ若い人 にそうした情報が届くような、そういう環境づくりというか、そういうシステムなんかもぜひ、 ここと一緒に考えていただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

- 〇議長(松井正樹君) 高木地域振興課長。
- ○地域振興課長(高木久之郎君) 今回のホームページでは、スマホ対応というものも想定しておりますし、またこれ以外にでも、我々独自としてSNS、フェイスブックやツイッターを通じて、若者層に向けての情報発信を積極的にしておりますので、御理解いただきたいと思います。
- 〇議長(松井正樹君) 西脇町長。
- **〇町長(西脇康世君)** 町民の方もホームページは閲覧できるわけでございますので、できるだけ、町の観光協会のものであっても、町民の方もホームページを見ていただく、こういったことの宣伝もしていきたいというふうに思いますのでよろしく、そちらを見ていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

- 〇議長(松井正樹君) 5番 田中由紀子君。
- ○5番(田中由紀子君) なかなか、その年代によってホームページを見るか見んかというのもあるし、なかなかやっぱり地元というのは意外と関心がなかったりするので、やっぱり町内に住んでいる方がお得だよというような何か特典もあれば、何かきっかけとしてSNSに参加されるんじゃないかなと思うし、これからは、普通の人たちが発信していく、全国、全世界に発信していく時代だと思っていますので、ぜひそういう若い人たちの力を積極的に活用できるよう、そうした戦略も必要かなと思いますので、またその辺も考えていただきたいと思います。これは要望ですので、済みません。
- ○議長(松井正樹君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第62号について(提案説明・質疑)

〇議長(松井正樹君) 日程第17、議案第62号 令和元年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第62号について御説明申し上げます。

玉農業集落排水施設の公共下水道施設へのつなぎ込みに伴う最終清掃において、汚泥の量が 当初想定していた量より多い状況であるため、関係経費467万9,000円を追加し、歳入歳出予算 の総額を4億1,087万9,000円とする令和元年度町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(松井正樹君) 吉森水道環境課長。
- 〇水道環境課長(吉森明博君) 失礼します。

詳細説明をさせていただきます。

議案書の44ページをお願いいたします。

歳出としまして、公共下水道費、公共下水道施設管理費、需用費の光熱水費41万3,000円と、同じく、公共下水道施設管理費、委託料の玉農業集落排水処理施設最終清掃委託料426万6,000円の補正につきましては、公共下水道への接続に伴いまして、現在、関ヶ原衛生有限会社との契約により清掃作業を進めておる状況でございますが、作業に当たりまして、処理施設内の嫌気ろ床槽底部におきまして、経年経過における汚泥の堆積量が著しく、新たに110立米ほどの汚泥引き抜き量の発生と槽内におけるろ材の処分費用が必要となりましたので、補正させていただくものでございます。

なお、光熱水費の電気料につきましては、作業期間2.5カ月分の延伸を必要とするため、補 正させていただくものでございます。

次に、歳入の財源内訳としまして、議案書43ページをお願いいたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金として197万9,000円、繰越金として270万円を充て てございます。

次に、戻りますが、議案書の41ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

債務負担行為の限度額を定める1億2,200万円の補正につきましては、関ケ原町下水道長寿命化計画、これは平成28年3月に策定しておりますが、この計画に基づきまして、関ケ原浄化センターの電気設備を更新し、施設の信頼性を向上するため、水処理計装、また監視制御設備を再構築するものでございます。

これらは日本下水道事業団との技術的援助協定により、本年度より実施するため現在調整中でございますが、本工事で設置する機械類は一体として機能するものであることから、工事を年度ごとに分離発注することは不合理性が強く、備えつけ、または試験、調整に大きな支障が生じます。

そのため、令和元年度から令和2年度の2カ年にわたる新たな協定締結は不可欠でございます。あらかじめ、令和2年度の期間における債務負担行為限度額を設定させていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

2番 谷口輝男君。

- ○2番(谷口輝男君) 確認ですけど、今の44ページの最終処理の清掃委託なんですが、当初予算394万8,000円計上してございます。今、426万6,000円、量が多くて、110立米と多かったというような説明がありましたが、倍以上の金額になるんですけど、これ、当初予算のときに見積もりとか何かそういうものはあったはずだと思うんですけど、確認です。どうなんでしょう。
- 〇議長(松井正樹君) 吉森水道環境課長。
- ○水道環境課長(吉森明博君) 当初予算におきましては、もちろん見積もりを徴収する中で、 予算を定めてございますけれども、今回新たに追加分として110立米の引き抜き量と、また今 のろ過材ですね、この処分費用が見ていなかったというところもございまして、申しわけない んですが、この分を新たに80立米ほどの廃プラの処分費が必要となりました。そのため、426 万6,000円という補正額になってございます。

以上、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

- 〇議長(松井正樹君) 2番 谷口輝男君。
- **〇2番(谷口輝男君)** 結局、825万円かかるということでございますね。 わかりました。
- 〇議長(松井正樹君) ほかに。

「挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

- **〇5番(田中由紀子君)** 今のに関連いたしまして、処分費、80立米ということですが、処分費 としてはどれぐらいかかるのか。
- 〇議長(松井正樹君) 吉森水道環境課長。
- **〇水道環境課長(吉森明博君)** 内訳としまして、汚泥引き抜き作業に係る費用として241万9,200円、廃プラ処分費として184万6,800円ということで補正させていただいております。
- ○議長(松井正樹君) これで質疑を終わります。

日程第18 議案第63号について(提案説明・質疑)

○議長(松井正樹君) 日程第18、議案第63号 令和元年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第 1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第63号について御説明申し上げます。

今須中町浄水場のろ過器において、配管の劣化が著しく、破損のおそれがあるため、収益的支出に修繕工事費132万9,000円を追加する令和元年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第1号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(松井正樹君) 吉森水道環境課長。
- 〇水道環境課長(吉森明博君) 失礼いたします。

議案書の47ページをお願いいたします。

詳細説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出について、御説明させていただきます。

支出としまして、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の修繕費132万9,000円は、今須中町浄水場前処理ろ過器の修繕工事でございます。

こちらは、水道施設の巡視によりまして、前処理ろ過器内のろ過砂が揚砂していないことが 判明しまして、調査により、器内に空気を送り込むエアー用のホースが脱落したものというこ とでしたが、その際、ろ過器内のろ過装置でありますエアーリフト管というものを点検したと ころ、経年劣化により、その空気孔の摩耗拡大が確認されたもので、早期にこのエアーリフト 管の取りかえを実施いたしたく補正させていただくものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第19 特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長(松井正樹君) 日程第19、特別委員会の設置についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定により、特別委員会を設置します。

この特別委員会は、議会改革に関する調査研究を行うために設置するものであり、去る5月 29日の全員協議会において全会一致で決定されましたので、ここに提案するものでございます。 職員に設置案を朗読いたさせます。

○議会書記(中尾浩一君) 特別委員会の設置について。

次のとおり特別委員会を設置する。令和元年6月7日、関ケ原町議会議長 松井正樹。

委員会名、議会改革特別委員会。定数7。付託事件、議会改革に関する調査研究。設置期間、 調査研究終了の日までとし、議会閉会中も継続して調査を行うものとする。

○議長(松井正樹君) お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり、特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり、特別委員会を設置することに決しました。

続いて、委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、委員を指名いたします。

選任案を配付いたさせます。

[選任案配付]

お諮りいたします。ただいま配付いたしましたとおり、委員を選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま配付いたしましたとおり、委員を選任することに決 しました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に正・副委員長の選任をお願いいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時53分

〇議長(松井正樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

議会改革特別委員会より、委員長に楠達男君、副委員長に子安健司君がそれぞれ選任されま したので御報告いたします。

散会の宣告

○議長(松井正樹君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす8日から19日までの12日間は休会といたしたいと思います。これに 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、あす8日から19日までの12日間は休会とすることに決しました。

来る6月20日は、午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは13日木曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある 方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ケ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 子 安 健 司

会議録署名議員 中 川 武 子